

日高町国民健康保険

第2期 特定健康診査等実施計画

(平成25年度～平成29年度)

平成25年4月

日 高 町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	趣旨	1
2	特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
3	計画の性格と位置づけ	1
4	計画の期間	1
第2章	日高町国民健康保険における現状	
1	国民健康保険被保険者の加入者状況	2
2	医療費の状況	3
3	特定健康診査等の対象者	9
4	特定健康診査・特定保健指導の実施状況	9
第3章	特定健康診査等の実施目標	
1	基本的な考え方	11
2	目標値	11
第4章	特定健康診査等の実施方法等	
1	特定健診の実施方法・実施項目	12
2	特定保健指導の実施方法・実施項目	13
第5章	個人情報保護	
1	基本的な考え方	14
2	具体的な個人情報の保護	14
第6章	計画の評価	14

第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者を対象として、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

日高町では、平成20年3月に御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合で特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に取り組んでまいりました。

特定健康診査等実施計画については、5年を1期として定めることとされており、本計画は第1期（平成20年度～24年度）の計画期間が終了することに伴い、第2期（平成25年度～29年度）の計画として策定するものです。

2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健診・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍となります。

これは、内臓脂肪型肥満が共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方によります。

3 計画の性格と位置づけ

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第18条）に基づき、日高町国民健康保険が策定する法定計画（法第19条）であり、健康日高21など、関係する計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間

計画期間は、法第19条の規定に基づき、5年を1期とし、5年ごとに評価と見直しを行うこととされています。

このため、本計画（第2期計画）では、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とします。

第2章 日高町国民健康保険における現状

1 国民健康保険被保険者の加入者状況

本町は、平成25年3月末現在、人口7,859人、そのうち65歳以上が2,181人で全体の27.8%を占めています。

国民健康保険加入者（以下「国保被保険者」という。）は、2,214人、そのうち65歳以上が758人で国保被保険者の34.2%となっており、特定健康診査対象者の40歳以上75歳未満は1,618人で国保被保険者の73.1%を占めており、今後もその割合は増加してくると考えられます。

【町人口と国保被保険者数（平成25年3月末現在）】

年齢区分	総計			男性			女性		
	人口	国保	加入率	人口	国保	加入率	人口	国保	加入率
40歳未満	3,194	596	18.7%	1,639	312	19.0%	1,555	284	18.7%
40～44歳	520	118	22.7%	245	63	25.7%	275	55	22.7%
45～49歳	411	82	20.0%	187	44	23.5%	224	38	20.0%
50～54歳	421	94	22.3%	218	52	23.9%	203	42	22.3%
55～59歳	512	183	35.7%	251	77	30.7%	261	106	35.7%
60～64歳	620	383	61.8%	305	175	57.4%	315	208	61.8%
65～69歳	459	372	81.0%	213	169	79.3%	246	203	81.0%
70～74歳	462	386	83.5%	210	179	85.2%	252	207	83.5%
75歳以上	1,260	0	0.00%	475	0	0.00%	785	0	0.00%
合計	7,859	2,214	28.2%	3,743	1,071	28.6%	4,116	1,143	28.2%
65歳以上	2,181	758	34.8%	898	348	38.8%	1,283	410	34.8%
40～74歳	3,405	1,618	47.5%	1,629	759	46.6%	1,776	859	47.5%

【町人口と国保被保険者数の推移（3月末現在）】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
町人口	7,789	7,786	7,815	7,809
国保被保険者	2,342	2,324	2,272	2,234
国保加入割合	30.1%	29.8%	29.1%	28.6%
40歳以上被保険者	1,647	1,645	1,667	1,624
40歳以上被保険者の割合	70.3%	70.8%	73.4%	72.7%

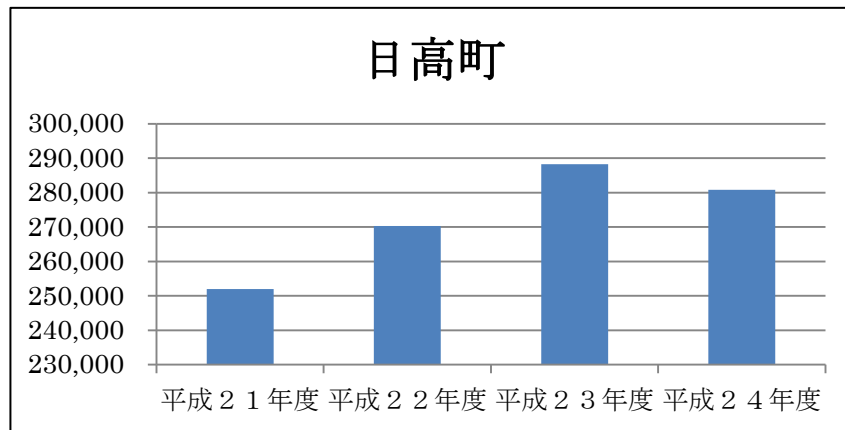
2 医療費の状況

(1) 入院・入院外・歯科の1人当たりの年度別医療費の状況

(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
日高町	251,955	270,330	288,255	280,808

※国保事業年報より

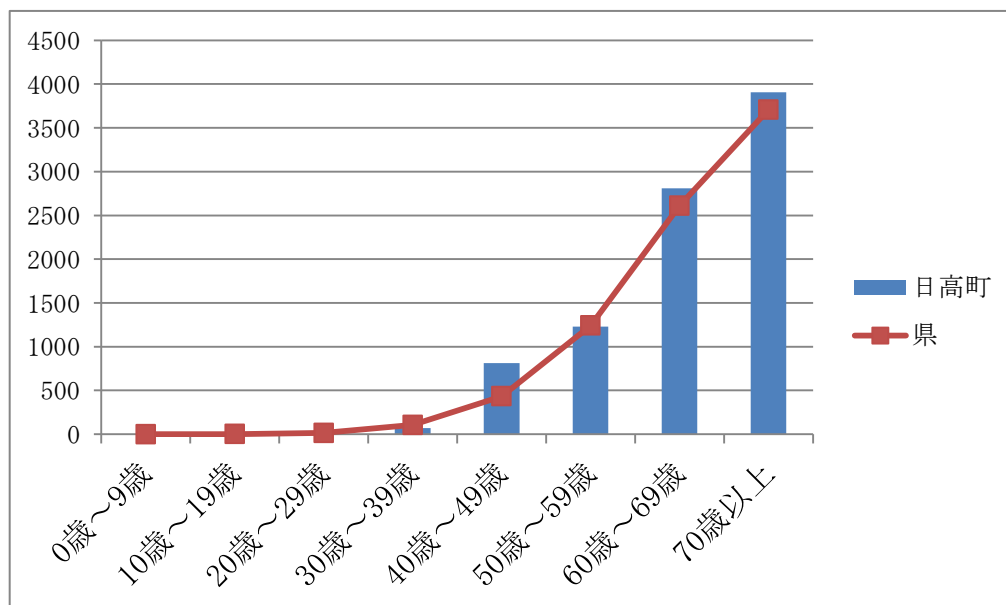


(2) 生活習慣病の年度別医療費の状況（平成24年5月診療分）

※病類別疾病分類統計表より

【高血圧性疾患】

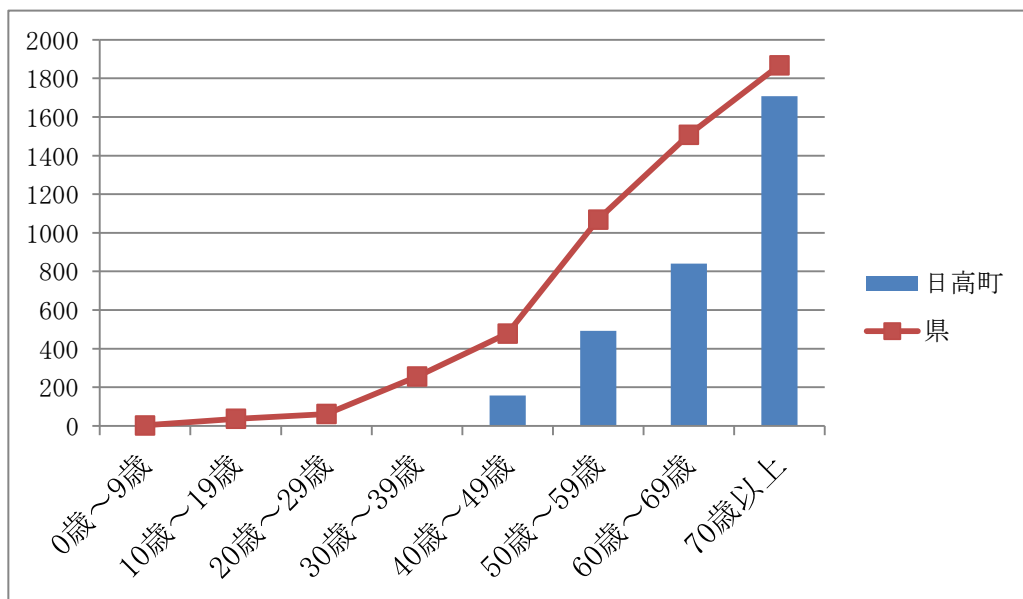
年齢階級	1人当たり診療費(円)	
	日高町	県
0歳～9歳	0	0
10歳～19歳	0	2
20歳～29歳	0	15
30歳～39歳	71	105
40歳～49歳	814	433
50歳～59歳	1,230	1,242
60歳～69歳	2,810	2,610
70歳以上	3,905	3,708



県平均と同様に加齢とともに高くなっている。
日高町は、40歳代から県平均より高くなっている。

【糖尿病】

年齢階級	1人当たり診療費（円）	
	日高町	県
0歳～9歳	0	3
10歳～19歳	0	37
20歳～29歳	0	62
30歳～39歳	0	256
40歳～49歳	158	479
50歳～59歳	492	1,069
60歳～69歳	841	1,508
70歳以上	1,708	1,868

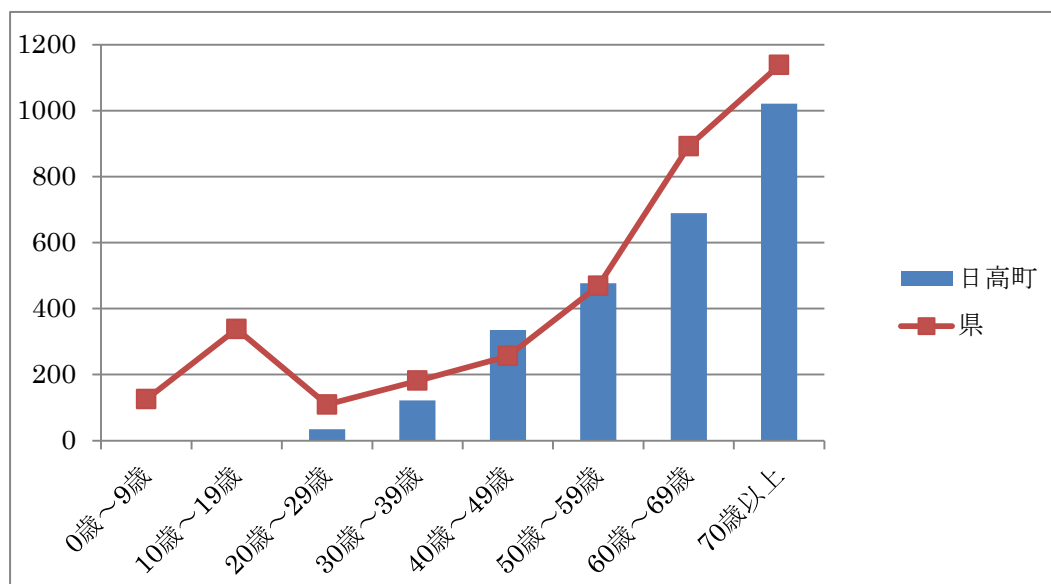


全年齢で県平均より低くなっている。

日高町は、70歳以上について急激に診療費が高くなっている。

【その他の内分泌疾患】

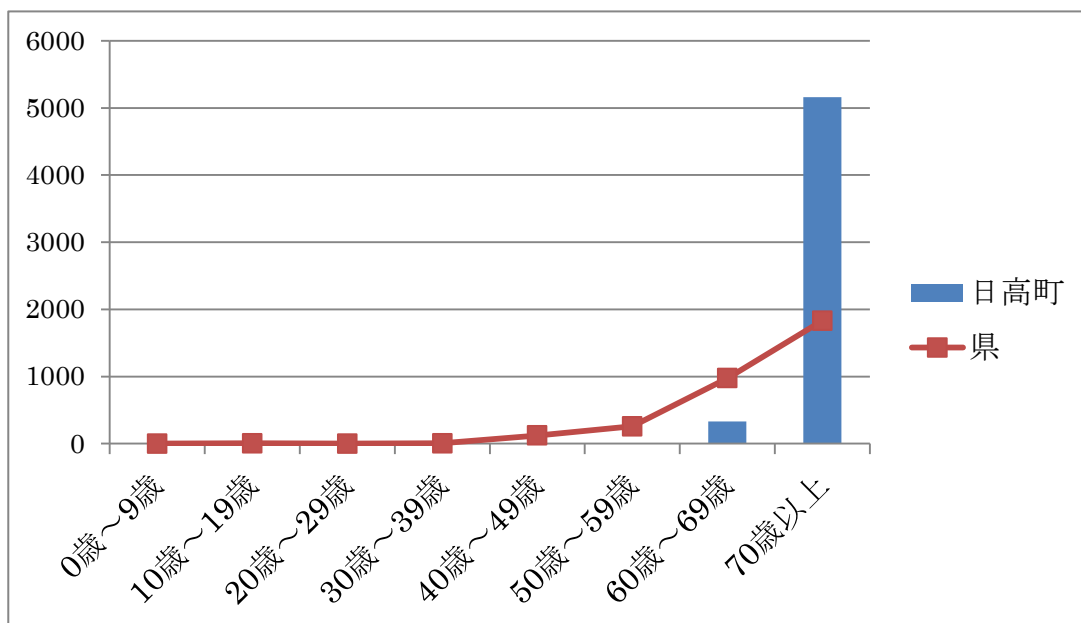
年齢階級	1人当たり診療費(円)	
	日高町	県
0歳～9歳	0	125
10歳～19歳	0	338
20歳～29歳	34	109
30歳～39歳	122	181
40歳～49歳	335	256
50歳～59歳	477	469
60歳～69歳	689	892
70歳以上	1,021	1,138



県平均と同様に加齢とともに高くなっている。

【虚血性心疾患】

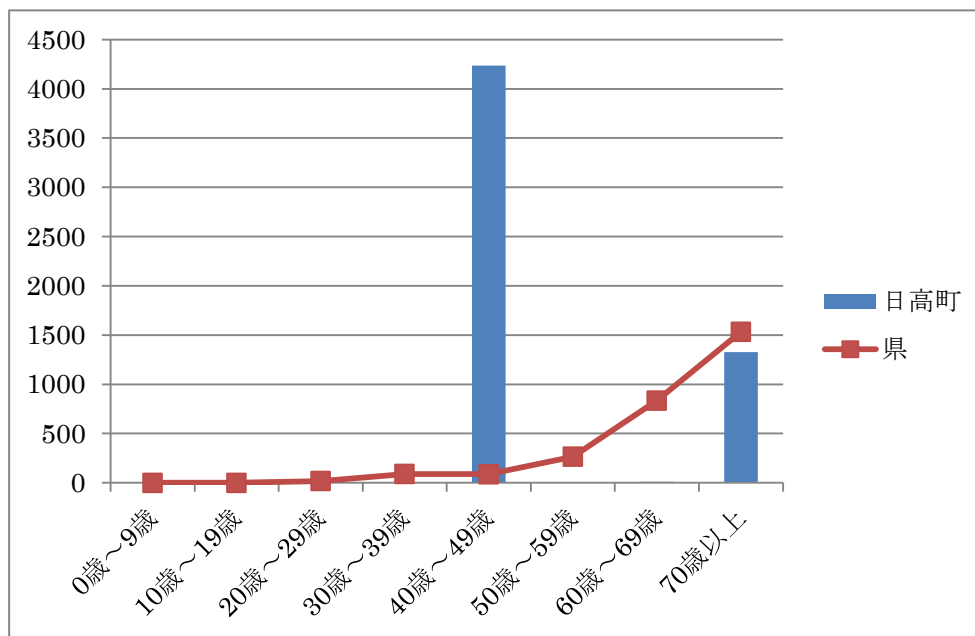
年齢階級	1人当たり診療費(円)	
	日高町	県
0歳～9歳	0	0
10歳～19歳	0	5
20歳～29歳	0	1
30歳～39歳	0	5
40歳～49歳	0	122
50歳～59歳	0	258
60歳～69歳	332	976
70歳以上	5,160	1,830



日高町は、70歳以上で急激に診療費が高くなっている。

【脳梗塞】

年齢階級	1人当たり診療費(円)	
	日高町	県
0歳～9歳	0	0
10歳～19歳	0	0
20歳～29歳	0	18
30歳～39歳	0	89
40歳～49歳	4,236	88
50歳～59歳	0	265
60歳～69歳	11	835
70歳以上	1,328	1,532



県は、加齢とともに高くなっている。
日高町は、40歳代が急激に高くなっている。

3 特定健康診査等の対象者

本町の特定健康診査等の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は、平成25年3月末現在で1,618人となっています。なお、妊産婦、刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者は特定健康診査等の対象外とします。

4 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

特定健診の受診状況は、特定健診が始まった平成20年度は受診率が29.5%でしたが、平成23年度は30.5%となっています。

受診者数も平成20年度は445人でしたが、平成23年度は465人で、増加傾向にあります。目標値に近づけるよう、今後も特定健診の必要性を周知するとともに、受診勧奨の強化が必要です。

特定保健指導は、対象者数は横ばいで推移していますが、特定保健指導の修了者については、年度によりばらつきがみられます。保健指導の必要性を伝え多くの対象者が参加できるような意識付けや働きかけが課題です。

【特定健診】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者 (人)	男	692	705	697	703	707
	女	816	832	833	822	803
	全体	1,508	1,537	1,530	1,525	1,510
受診者 (人)	男	183	170	176	195	193
	女	262	255	273	270	266
	全体	445	425	449	465	459
受診率 (%)	男	26.4	24.1	25.3	27.7	27.3
	女	32.1	30.6	32.8	32.8	33.1
	全体	29.5	27.7	29.3	30.5	30.4

※平成24年度は速報値

【特定保健指導】

		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		積極的支援	動機付支援	積極的支援	動機付支援	積極的支援	動機付支援	積極的支援	動機付支援	積極的支援	動機付支援
対象者 (人)	男	9	19	8	15	10	25	12	25	8	26
	女	3	20	3	19	0	18	2	18	1	17
	全体	12	39	11	34	10	43	14	43	9	43
	計	51		45		53		57		52	
終了者 (人)	男	4	6	1	5	0	6	5	2	1	7
	女	2	9	2	2	0	3	0	4	0	8
	全体	6	15	3	7	0	9	5	6	1	15
	計	21		10		9		11		16	
実施率 (%)	男	44.4	31.6	12.5	33.3	0.0	24.0	41.7	8.0	12.5	26.9
	女	66.7	45.0	66.7	10.5	0.0	16.7	0.0	22.2	0.0	47.1
	全体	50.0	38.5	27.3	20.6	0.0	20.9	35.7	14.0	11.1	34.9
	計	41.2		22.2		17.0		19.3		30.8	

※平成 24 年度は速報値

第3章 特定健康診査等の実施目標

1 基本的な考え方

第2期計画期間中においては、第1期での取組を踏まえ、特定健診・特定保健指導の重要性の周知・啓発を行っていくとともに、未受診者に対する受診勧奨に積極的に取組んでいきます。

(1) 第1期計画期間における取組

- ア 個別に受診券を送付し、集団健診の日程表や受診勧奨を行うチラシ等を同封
- イ 町広報、ホームページ及びケーブルテレビにより集団健診の日程表や特定健診の制度等を掲載
- ウ 役場等にポスター掲示や被保険者証送付時にパンフレットを同封
- エ 特定保健指導対象者に対し、個別に教室案内を実施

(2) 第2期計画期間における取組

第1期計画期間における取組のほか、心電図検査を基本項目として追加し、未受診者に対する受診勧奨に積極的に取り組んでいきます。

2 目標値

国の示した市町村国保の目標値は、平成29年度時点で特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の減少率25%となっていますので、本町における目標値を以下のとおり設定します。

【特定健診・特定保健指導の目標値】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診	35%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	40%	45%	50%	55%	60%
内臓脂肪症候群該当者・予備軍の減少率	—	—	—	—	25%減少

【特定健診の対象者見込】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者	1,618	1,668	1,680	1,690	1,695
受診者	567	750	840	930	1,017
受診率	35%	45%	50%	55%	60%

【特定保健指導の対象者見込】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者	65	86	97	107	117
終了者	26	38	49	59	70
実施率	40%	45%	50%	55%	60%

第4章 特定健康診査等の実施方法等

1 特定健康診査の実施方法・実施項目

特定健診の実施方法としては、集団健診と個別健診で行い、集団健診については、健診機関へ委託契約し町内各地区において健診を実施します。被保険者が1人でも多く受診できるように、休日も実施します。

個別健診については、医療機関へ委託契約し、かかりつけ医等で受診しやすい体制を整えます。

(1) 特定健康診査対象者

- ① 40歳から74歳までの日高町国民健康保険被保険者
- ② 4月1日以降の新規加入者で①に該当する者

(2) 実施方法

被保険者が1人でも多く受診できるように、集団健診並びに医療機関等での個別健診等を実施します。

(3) 周知・案内方法

対象者に受診券と共に、健診等の趣旨普及啓発のチラシと、個別健診実施機関一覧や集団健診実施日程を記載したお知らせ文書を郵送します。また、町広報・町ホームページ等に情報を掲載し周知の徹底を図ります。

(4) 健診項目

◎基本的な項目

- ① 問診（服薬歴、喫煙歴等）
- ② 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ③ 理学的検査（身体診察）
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査
血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）

⑥ 尿検査（尿糖、尿蛋白）

◎詳細な項目（一定基準の下、医師が必要と認めた場合に実施する項目）

- ① 眼底検査
- ② 貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマクリット値）
- ③ 心電図検査

◎追加項目

心電図検査（町独自項目で特定健診受診者全員に実施します。）

(5) 委託の有無

集団健診は検診実施機関、個別健診は医療機関に委託することにより実施します。

(6) 受診方法・自己負担額

指定された期限内に受診券及び保険証等を持参の上、医療機関等指定された場所で受診してもらいます。また、受診にかかる自己負担額は600円とします。

2 特定保健指導の実施方法・実施項目

特定健診の結果に基づき、健診受診者に情報提供を行うほか、健診結果から生活習慣病のリスクに応じて選定・階層化し、必要に応じた保健指導を実施します。

(1) 特定保健指導対象者

特定健診の結果と問診票から、内蔵脂肪の蓄積の程度とリスクの数により階層化し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて、「動機付け支援」、「積極的支援」の対象者の選定を行います。

(2) 実施内容

保健指導は健診受診者全員に対して行います。健康レベルごとに定める基準に沿って、保健指導を実施します。

※情報提供

健診受診者全員を対象とします。健診結果から、自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとなるよう健診結果や生活習慣改善のための情報を提供します。医療機関への受診や継続治療が必要な対象者には受診や服薬の重要性を認識するよう支援します。

※動機付け支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のために自主的に取り組めるよう医師・保健師・管理栄養士と面接し、対象者が行動計画を策定し、生活習慣改善ができるように支援します。

※積極的支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的としています。医師・保健師・管理栄養士と面接し、対象者が行動計画を策定し、主体的な取り組みが行えるよう、適切な働きかけを相当な期間継続して行います。

(3) 実施方法

特定保健指導の実施に当たっては、医師・保健師・栄養士等が中心となって、対象者が利用しやすい条件を整え実施します。

(4) 実施期間

特定健診の結果により、特定健診が終了後、特定保健指導対象者の状況をふまえて随時実施します。

(5) 周知・案内方法

個別に保健指導の案内、電話等による利用勧奨を行います。

(6) 委託の有無

特定保健指導の一部は、検診実施機関・医療機関に委託することにより実施します。

第5章 個人情報保護

1 基本的な考え方

特定健診及び特定保健指導で得られる健康情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行うとともに、日高町個人情報保護条例に基づき管理します。

2 具体的な個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導結果の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 医師会、健診機関等の委託事業者から提出されたデータは、代行機関である和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に管理・保管を委託し、国保連合会から受領したデータは、国が示す標準様式に準じ、電子化して保険者が保存年限を5年とし保管します。
- (2) 医師会、健診機関等の委託事業者との委託契約に際し、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

第6章 計画の評価

計画期間の3年目の中間評価と最終年度の最終評価は、特定健診・特定保健指導の実施状況やアンケート調査等によりデータ分析を行い、今後の課題と取組を検討していきます。

また、作成したデータや評価書については、国民健康保険運営協議会に報告します。

評価については、特定健診受診率及び特定保健指導実施率について、目標値の達成状況を毎年度評価します。

評価結果や、その後の状況変化に基づき計画を見直します。